

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成18年10月分) について

(1) 問い合わせ件数

平成18年10月1日～平成18年10月31日

54件
*うちBSE関係 5件

(2)内訳

① 食品安全委員会関係	13 件
② 食品の安全性関係	11 件
③ 食品一般関係	30 件
④ その他	0 件

(3)問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Q. 食育について調べていたところ、食の安全性についても食育に該当することを知りました。食育において、食品安全委員会はどのように位置づけられ、どのような取組をしているのか、教えてください。

A. 食育については、食育基本法（平成17年7月施行）に基づき本年3月に策定された食育推進基本計画のもと、関係府省が連携して取り組むこととされています。

食育基本法においては、食品の安全性の確保等における食育の役割等について規定されており、また、食育推進基本計画においても、食品の安全性等、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、国や地方自治体、関係団体や関係事業者、消費者等の間の意見交換が積極的に行われるよう施策を講じるとされています。

食品安全委員会は、食品の安全性に関する国民の知識や理解を深めるため関係省庁と連携して、正確でわかりやすい情報の提供及びこれについての意見交換を積極的に実施することにより、食育の推進に努めているところです。

特に、本年1月に東京で開催された「ニッポン食育フェア 第3回食育総合展」や、食育月間である6月中に大阪で開催された「第1回食育推進全国大会」へブース出展するとともに、同じく6月に「食品に関するリスクコミュニケーション

（東京）ーリスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるかー」を東京で開催するなど、食育の推進に取り組んでいます。

Q. 食品安全委員会と農林水産消費技術センターが共催で 10 月 18 日に開催した「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」に参加しました。大変有意義で勉強になる講座でした。今後も続けていただき、グレードアップも図ってください。機会があればまた参加し、コミュニケーション技術を深めて地域に貢献したいと思っています。

A. 本講座に御参加いただきまして、ありがとうございました。

本講座は、食品の安全性に関して、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、地域の指導者を育成することを目的として、今年度から食品安全委員会が新たに始めた事業です。今年度は、自治体の食品安全担当職員、消費者団体、食生活改善推進員、食品関連事業者や公募による参加者を対象に、各回 50 名から 100 名程度の規模で、全国十数ヶ所において実施することとしています。

プログラムは、午前中に食品の安全性確保のためのリスク分析の考え方や食品安全委員会の取組等について講演を行い、午後からは参加者が様々な立場に立って問題を考え、参加者同士で意見交換を行う演習を通じてリスクコミュニケーション技術を高めていただくものが基本ですが、地域のニーズに合わせて柔軟に対応したいと考えています。

なお、本講座の開催及び参加者の募集については、食品安全委員会のホームページに随時掲載いたしますので、ご覧ください。

本講座に御参加いただいた皆様には、その成果を少しでも地域に還元していただけることを期待しています。

【食品の安全性関係】

Q. 食品安全委員会では、食品添加物など複数の化学物質を同時に摂取した際のリスク評価をどのように行っているか、教えてください。

A. 食品添加物や農薬等の化学物質等のリスク評価に当たっては、通常個々の評価物質について検討を行います。具体的には、単回投与毒性試験、反復投与毒性試験、繁殖毒性試験、発がん性試験、遺伝毒性試験などの動物実験の成績を評価し、各々の試験について何ら毒性影響が認められなかった量を求めます。各試験で求

めた毒性が認められなかった量のうち、最も小さいものをその物質の無毒性量とします。この無毒性量(NOEL)に、人と動物の違い（種差）や個体差を勘案した安全係数（通常 100、場合によっては 1000 など）を除いたものを、人が生涯にわたり毎日摂取し続けたとしても、健康上の問題を生じないとされる一日当たり、体重 1kg あたり摂取量、すなわち一日摂取許容量（ADI）として設定します。この ADI に基づき、リスク管理機関である厚生労働省において、添加物であれば、添加物の指定及び規格基準を、農薬であれば残留農薬基準を設定します。

複数の化学物質を同時に摂取した場合のリスク評価の検討は行われていませんが、一日摂取許容量の設定の際には適切な安全係数をとっていること、添加物や残留農薬の実際の摂取量は、設定された一日摂取許容量をかなり下回っているとされていることを考慮すると現在のところ特に問題はないものと考えられます。

食品安全委員会では、化学物質の複合影響についてこれまで検討が行われた知見を収集・整理するため、平成 18 年度の食品安全確保総合調査において、「食品添加物の複合影響に関する情報収集調査」及び「農薬の複合影響評価法に関する文献調査」を実施することとしています。

今後、結果が取りまとめられましたら、ホームページ等により公表することとしています。